

中間市農業委員会総会（6月）議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日（木） 10時00分開始

2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ 2階 研修室

3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				

4. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

議案第11号 認定農業者の認定に係る意見照会について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）

柴田議長：定刻前ですが、みなさんお揃いのようなので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達していますので、令和3年6月の農業委員会は成立致しました。直ちに会議を始めたいと思います。

本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の第四波が発生しておりますことから会議の時間を極力短縮したいとおもいますのでご協力お願いいたします。

それでは報告について議題といたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書の1ページをお開きください。

こちらは農地法第3条の3第1項に基づき農地を相続したとの届出を農業委員会が受理した通知の写しとなっております。今回3件受理しておりますので報告します。

届出者、住所埼玉県春日部市春日部、権利を取得した土地、大字垣生字出口、面積 1260 m²です。こちらの土地ですが、相続前までは届出者の父が耕作をしておりました。しかしながら、相続を受けております届出者の住所が埼玉県であり管理が難しいことから、今後については転用も視野に検討中とのことであります。続きまして 2 件目です。届出者、住所福岡市早良区西新、届出に係る土地の所在、大字垣生字濱、面積 628 m²。同じく大字垣生字濱、面積 773 m²。同じく大字垣生字濱、面積 61 m²。同じく大字垣生字濱、面積 400 m²です。この届出者は、1 件目の届出者と兄妹関係にあり農地を分けてそれぞれ相続されております。こちらの届出者も住所が福岡市早良区であり管理が難しいため先ほどと同様に土地の方向については検討中とのことであります。

続きまして、3 件目です。3 ページ目をお開きください。届出者、住所福岡市博多区東那珂。届出に係る土地の所在、大字上底井野字正應寺、面積 991 m²。大字中底井野字古川、面積 175 m²です。こちらの土地ですが、登記と現況に相違がありましたので事務局の方で確認したところ、農地ではないことを確認いたしました。よって、この土地は市街化区域内の農地であるため、届出者に対し転用の届出の案内を行っております。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局からの説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

柴田議長：意見がないようですので報告第 1 号を終わりたいと思います。次に報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書 5 ページをお開きください。こちらは市街化区域内農地で所有権移転を伴う転用となっております。今回 3 件届出がなされておりますので報告いたします。土地の所在地蓮花寺二丁目、面積 194 m²、譲渡人、住所中間市中央二丁目。譲受人、住所中間市松ヶ岡。転用目的は、一般個人住宅です。こちらの土地の位置図及び写真につきましては、6 ページ目に記載してあります。

続きまして 2 件目です。土地の所在岩瀬西町、面積 642 m²。譲渡人、住所中間市岩瀬四丁目。譲受人、住所遠賀郡水巻町吉田南。転用目的は、介護施設事務所を建築予定とのことです。こちらの土地の位置図及び写真につきましては、7 ページ目に記載してありますが、現地確認の際、写真の方が撮れておりませんでしたので、受理通知後の写真となっておりますので、すでに着工が進んでおり申し訳ありません。

続きまして 3 件目です。土地の所在長津三丁目、面積 229 m²。譲渡人、住所中間

市岩瀬西町。譲受人、住所中間市岩瀬四丁目。転用目的は、商業サービスの店舗となっております。こちらの土地の位置図及び写真につきましては、8ページ目に記載してあります。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたけど、本件につきましてご意見、ご質問等がありましたら挙手のうえお願いします。

柴田議長：意見がないようですので報告第2号を終わりたいと思います。次に議決事項についてを議題といたします。議案第11号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題といたします。議案第11号は、牧野委員に関する議案になっておりますので一時退席をお願いいたします。
それでは提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書10ページをお開きください。認定農業者の認定に係る意見照会について、今回4件出ておりますのでご説明いたします。1番申請人、住所中間市大字下大隈、営農類型は水稻・麦・大豆です。経営改善の方向は、現在、兼業農家であるため農作業時間が会社の休日のみとなっていることから、家族と協力し農作業時間を確保すること、また高性能農機具による農薬費用の節減や作業の省力化を図りとのことです。経営規模拡大に関する目標は、現状350アール、令和8年には450アールを目標としております。労働時間は、年1000時間。所得は、235万1千円を目標としております。

続きまして2番目です。申請人、住所中間市大字垣生、営農類型は水稻・麦・大豆・野菜です。経営改善の方向は、農地中間管理機構を活用し規模拡大を図る。また積極的に野菜等を取り入れ農業所得の増加に努めるとのことです。経営規模拡大に関する目標は、現状508アール、5年後の令和8年には950アールを目標としております。労働時間は、年1521時間。所得は、600万円を目標としております。

続きまして3番目です。申請人、住所中間市大字垣生、営農類型は水稻・麦・大豆です。経営改善の方向は、農地中間管理機構を活用し規模拡大を図る。また単価の高い米づくりのため、減農薬や減化学肥料栽培に取り組むとのことです。経営規模拡大に関する目標は、現状955アール、令和8年には955アールを目標としておりますが、規模拡大を視野に入れておるとのことですので、面積は広げることになります。労働時間は、年1240時間。所得は、325万6千円を目標としております。

続きまして4番目です。申請人、住所中間市大字垣生、営農類型は水稻・麦・大豆・野菜です。経営改善の方向は、今年から定年により正社員で無くなり、農業

に従事する時間が増加することから耕作面積を拡大し所得向上を図りたい。また農地中間管理機構を活用して規模拡大を図るとのことです。経営規模拡大に関する目標は、現状 660 アール、令和 8 年には 990 アールを目標としております。労働時間は、年 1450 時間。所得は、500 万円を目標としております。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

認定農業者に関する件でどういうものか皆さんご存じでない方はいらっしゃいますか。白橋委員や井上委員分かりますか。

白橋委員：分かりません。

柴田議長：事務局、簡単に説明してください。

事務局長：よろしいですか。

柴田議長：はい、山本事務局長。

事務局長：はい。認定農業者とは、農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画を市町村の認定を受けた農業経営者、又は農業生産法人のことであります。別の名前と言うと担い手農業者とも呼ばれております。認定を受けることによっていろいろな金融措置や税制措置・補助金措置を受けることができるほか、担い手対策を中心として、実施するために認定農業者であること、あるいは集団に認定農業者が含まれることが条件となっている国の事業が増加しております。経営改善については、現状の農業所得を向上させ 5 年後の計画を立てることになります。5 年後経過した場合は、再度計画を提出し再認定を受けることになっております。今回の案件につきましては、皆さん再認定でございます。認定農業者の制度として、基準等がいろいろございます。その中で簡単に申しますと、計画が市町村基本構想に照らし適切であること、計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること、計画の達成される見込みが確実であることが基準となっております。よって認定農業者は中間市の農地を担っていただく方あります。以上です。

柴田議長：説明ありがとうございます。何かご質問等はありませんか。

私も認定農業者ですが、大きなメリットとしては、補助金制度で認定農業者しか受けられない制度が大きいですね。また、地域の農業者のリーダー的存在で地域農

業を引っ張っていただくのをお願いしています。条件として、労働時間と所得を5年間の目標として挙げられています。これをクリアするために5年間やっていくということです。中間市では土地利用型で米・麦・大豆の穀物が主な作物になっており、それに合わせて面積を増やさなければならないので、今後、目標面積が足りるのが危惧されるが、なかには農業を辞めていく方も多いのでその面積を集約していく、それも農業委員会の仕事の一つとなりますから、農業委員会で認定農業者を承認していただければ、認定農業者となります。もう1つ認定農業者は、認定農業者協議会という会があります。それに皆さん自動的に入ることになりいろいろ地域貢献の形で田植えや稲刈り、餅つきとかをやっており、大きなイベントとしては枝豆狩りを毎年行っており、ここ2年はやっておりませんが、私から見ると1市4町の遠賀中間地域では先進的なことをやっていると思います。ただ認定農業者は、高齢化しだんだん減ってきていますので、兼業農家の方も入っていただかなければ、太刀打ちできないのが現状です。他に何かご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、この4人の認定農業者の認定に係る意見照会の採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

柴田議長：はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第11号を終わります。牧野委員の入室をお願いします。

柴田議長：次に議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。事務局、提案理由を求めます。

事務局：はい。それでは議案書11ページをお開きください。こちらは、令和3年4月の総会で推進機構に所有権移転を行った農地を、今回担い手に所有権を移転する内容となっております。

それでは説明にはいります。農地の所在大字中底井野字鴨田、面積693㎡。同じく大字中底井野字金嶺、面積966㎡。同じく大字中底井野字柏、面積1387㎡。同じく大字中底井野字東御反田、面積1039㎡。同じく大字中底井野字八石町、面積1653㎡。同じく大字中底井野字八石町、面積700㎡。同じく大字中底井野字八石町、面積1770㎡。同じく大字中底井野字八石町、面積1985㎡。同じく大字中底井野字西五反田、面積894㎡。同じく大字中底井野字西七町田、面積1147㎡。合計12234㎡です。所有権を移転するもの、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、住所福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権の移転を受けるもの、住所中間市大字中底井野。利用目的、田。売買価格、871万3千8百円。移転の時期及び支払期限は、令和3年6月25日です。支払い方法は、口座

振込となっております。こちらの土地の位置図につきましては、12ページから15ページに載せておりますのでご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが、本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。意見が無いようですので、採決をとりたいと思います。本件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます、賛成多数のため原案とお承認いたします。これで議案第12号を終わりたいと思います。


続きましてその他を議題といたします。

柴田議長：以上でその他について終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末委員、日高委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

貞末 照 

日高 誠司 